熊谷市立江南中学校PTA慶弔規定

- 第1条 本規定は、会員の親睦と福祉の増進を図り、かつ、慶弔費の適正な執行を図る ことを目的とする。
- 第2条 第1条の目的を達成するために次の規定を定める。
- 1 祝い

職員の結婚に対しては、祝意を祝電及びお祝い金(5,000円)により表する。

2 見舞い・香典

見舞い・香典については、別表のように定める。

- 3 記念品
 - (1) 本部役員及び専門委員会委員長がその職を離れたときには、3,000円相当の記念品を贈る。ただし、再任者は次年度に繰り越す。
 - (2) 職員が本部役員及び事務局の職を離れたときには、3,000円相当の記念品を贈る。ただし、在職期間3年以上の場合とする。

(別表)

項目	生 徒	会 員(父母)	職員
火 災		5,000円	5,000円
入院		役員が15日以上	職員が15日以上
		3,000円	3,000円
死亡	花輪1基と 5,000円	花輪1基と 5,000円	花輪1基と5,000円
			配偶者・親(同別居の実、
			同居の義) 子は、花輪1基
葬儀に参列する 役員の範囲	当該地区役員	当該地区役員	当該学年委員
	当該学年委員	当該学年委員	本部役員
	本部役員	本部役員	十四次具

- 第3条 以上はすべてにわたって、お返しは受けないものとする。
- 第4条 以上定める外、特別な事情が生じた場合(その範囲・金額)には、本部役員の 協議により決定し、後の常任理事会の協議において、承認を得る。
- 第5条 本規定の改廃については、常任理事会の協議により実施する。
- 第6条 本規定は、昭和59年6月15日より実施する。

平成 8年 5月 2日 一部改正

平成19年 5月 2日 一部改正

平成21年 5月 1日 一部改正

令和 元年 5月 1日 一部改正

令和 4年 5月10日 一部改正